

危険物新聞

第 221 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田 宮 具 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20円

昭和46年度全国丙種取扱者試験結果

(昭和46年度分)

大阪府危険物取扱者試験

5月28日(日)実施
 合格発表 6月15日

大阪府では昭和47年度第1回危険物取扱者試験を5月28日近畿大学で実施した。

種類は乙種第4類で受験申請者は5,320名であった。

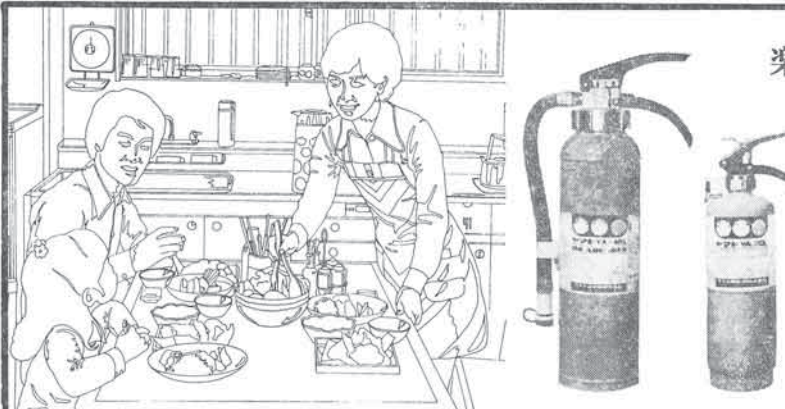
なお合格発表は6月15日に行われる。

次は7、8月頃

また大阪府における本年度の試験計画は次のとおりである。

- 第2回 甲種、丙種 7月～8月
- 第3回 乙種全類 10月～11月
- 第4回 乙種4類 2月頃

府県名	実施年月日	申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
大 阪	47. 2. 13	3,956	3,775	3,447	91.3
北海道	46. 11. 7	4,500	4,107	3,556	81.7
秋 田	46. 10. 24	344	324	246	75.9
福 島	46. 11. 21	863	789	567	71.9
茨 城	46. 11. 7	485	446	404	90.6
埼 玉	46. 10. 31	1,322	1,252	672	53.7
千 葉	47. 2. 13	763	701	597	85.1
東 京	2回実施	5,461	4,983	3,786	75.9
富 山	46. 12. 27	737	669	571	85.3
山 梨	46. 11. 28	266	253	225	88.9
岐 阜	46. 11. 14	1,857	1,749	1,309	74.8
三 重	46. 11. 21	769	733	679	92.6
愛 知	46. 11. 21	1,993	1,835	1,403	76.5
	47. 2. 13	1,363	1,194	569	47.6
滋 賀	46. 10. 24	396	371	295	79.5
	47. 2. 20	286	259	184	70.6
京 都	46. 12. 12	1,011	899	778	86.5
兵 庫	46. 12. 5	3,075	2,737	2,426	88.6
島 根	47. 2. 25	796	773	688	89.0
広 島	46. 12. 5	1,207	1,052	671	63.7
佐 賀	46. 11. 14	329	291	233	80.0
大 分	47. 2. 20	898	850	683	80.4



楽しい語らい幸せな微み
 ——ヤマト消火器のある家庭

YAMATO

ヤマト消火器株式会社
 大阪市東成区深江北1-7-11・TEL(976)0701

毒劇物運搬規制強化

厚生省薬務局より通達

厚生省では毒劇物取締法施行令及び同施行規則の一部を改正したが、その施行について次のとおり通達を発令した。

記

第1 危害防止の措置を講ずべき毒物劇物の含有物について

毒物劇物業者等がその製造所、営業所等の外に飛散し、流出するのを防止するのに必要な措置を講じなければならない法第11条第2項に規定する政令で定める物として、塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で10倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。）が追加された（令第38号第1項第2号）。これは、強酸又は強アルカリを使用して機械の洗浄や中和処理等を行なう事業者が増加し、これに伴いいわゆる廃酸、廃アルカリが大量に排出されている実態にかんがみ、これらの物による保健衛生上の危害の防止を図るためにとられた措置である。

なお、廃酸、廃アルカリの中に含まれる酸又はアルカリの濃度が極めて低い場合においてもこれを規制することは、法第15条の2等の規定の趣旨からみて適当でないと考えられるので、水素イオン濃度が水素指数1.0から13.0までの物を除くこととし、法文上では、水素指数1.0及び13.0の測定技術が必ずしも正確ではないので、水で10倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までの物を除くこととしたものである。これらの物の廃棄の方法としては令第40条第1号の中和又は希釈が考えられるが、やむを得ない場合を除き、中和によることを指導されたい。廃酸、廃アルカリを排出する事業としては、印刷版製造業、コーラタール製造業、石けん製造業、石油精製業、鉄鋼業及び金属製品製造業等がある。

上記水素イオン濃度の定量方法については、毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（昭和41年厚生省令第1号）により定められた。これは、従来の無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物のシアン含有量の定量方法を定める省令を改正したもので、対象が拡大したことに伴い題名も改められたものである。

第2 毒物及び劇物の運搬について

令第9章の2は、従来毒物の運搬についてのみ規定していたが、今回それが劇物の運搬にも拡大され、これに伴い章名も改められた。

なお、第9章の2関係の改正は、3月及び6月の2回に分けて施行されるが、今回の施行は、積載の態様及び荷送人の通知業務に関する部分である。

1 積載の態様

積載の態様に関しては、従来四アルキル鉛を含有する製剤についてのみ規定されていたが、今回、弗化水素又はこれを含有する製剤（弗化水素70%以上を含有するものに限る。）及びその他の毒物又は劇物を運搬する場合の積載の態様についてもその基準が定められた。（令第40条の4第2項及び第3項）

2 荷送人の通知義務

大量の毒物又は劇物の運搬を運送業者に委託して行なう場合が場加していることにかんがみ、後述するように法第22条第1項の業務上取扱者として毒物・劇物の運送業者を指定するとともに、荷送人は運搬を委託する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際の応急措置を記載した書面を運送人に提出しなければならないこととして、車両又は鉄道による運搬中の毒物・劇物による危害の防止に資することとした（令第40条の6）。なお、ただし書で厚生省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合はこの限りでないこととされたが、この数量は、施行規則の第13条の2で1回の運搬につき1,000キログラムと定められた。

この場合、数種類の毒物又は劇物を一度に運搬する場合（いわゆる混載の場合）にあつては、一度に運搬する毒物又は劇物の総量が1回の運搬につき1,000キログラムを越える場合には、本条が適用される。

第3 業務上取扱者の指定について

従来、法第22条第1項の規定に基づいて届出を要する毒物・劇物の業務上取扱者として、電気めっきを行なう事業及び金属熱処理を行なう事業が指定されていたが、今回の改正により、シアン化ナトリウム又は別表（昭和47年6月1日以降は別表第2。以下同じ。）に定める毒物又は劇物を取扱う毒物又は劇物の運送の事業が追加指定された（令第41条第3項、令第42条）。

1 毒物又は劇物の運送の事業

今回指定された毒物又は劇物の運送の事業とは、次のものをいう。

- (1) 最大積載量が5,000キログラム以上の自動車又は被けん引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用いて行なう毒物又は劇物の運送

の事業

(2) 内容積が 1,000 リットル以上 (四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあっては 200 リットル) の容器を大型自動車に積載して行なう毒物又は劇物の運送の事業

(1)はいわゆるタンクローリーを使用した毒物又は劇物の運送の事業を、(2)は大型容器をトラック等に積載して行なう毒物又は劇物の運送の事業を届出を要する業務上取扱者として指定する趣旨である。

従って、専業の毒物劇物運送業者であっても、毒物又は劇物の運送の方法が、上記(1)又は(2)の方法に該当しないものは、本条の届出を要する業務上取扱者には該当しない。

なお、本条の「毒物又は劇物の運送の事業」とは、上記(1)又は(2)の運送方法により、常時反復継続して、毒物又は劇物の運送を行なっている者をいい、臨時の需要に応じて毒物又は劇物を運送する場合は、たまたまその運送方法が上記(1)又は(2)の方法に該当する場合であっても、本条の「毒物又は劇物の運送の事業」には含まれない。

さらに、本条の「毒物又は劇物の運送の事業」は、専業の毒物劇物運送業者のみでなく、自動車運送事業者、毒物劇物営業者、法第22条の規定に基づくその他の業務上取扱者であっても常時反復継続して、上記(1)又は(2)の方法により毒物又は劇物の運送を行なっている者は、これに該当する。

2 届出を要する事業場の範囲

届出の対象となる事業場とは、毒物又は劇物の運送に関して、車両の選択、乗務員の指定、車両の保安、運転手等の健康管理等について実地に掌握し、毒劇物の運送の安全性について実地に管理能力を有する場所をいう。

たとえば、自動車運送事業にあっては、各事業所に

運行管理者が置かれており、運送を行なうにあたっての配車、乗務員の指定等の業務を行なっているが、毒劇物を常時運送する自動車運送事業にあっては、その事業所のうち、毒劇物の運送を直接に管理している事業所が本来の届出の対象となる事業場に該当する。

従って、単なる車庫、或いは一時的な車の保管場所は本条の事業場には該当しない。

3 経過規定

本条の規定により、新たに「毒物又は劇物の運送の事業」に該当するように至った者は、上記事業場ごとに毒物劇物取扱責任者を置かなければならないこととなったが、昭和47年3月1日現在本条の毒物又は劇物の運送の事業を行なっている者の事業場において毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止の任にあたっている者は、昭和47年5月31日までに氏名その他毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(昭和47年厚生省令第3号)附則第2項に定める事項を厚生大臣に届出た者は、当分の間、当該事業場において毒物劇物取扱責任者となることができることとされた(令附則第2項)。

4 その他

毒物劇物営業者又は、他の業務上取扱者が本条の「毒物又は劇物の運送の事業」を行なう者に該当するに至った場合、運送の事業場が当該営業者等の製造所、営業所、店舗等と同一か隣接した場所にある場合は、毒物劇物取扱責任者は、これらの施設を通じて一人で差し支えない。

第4 本政令中6月1日施行分については別途通知する。
また、令第40条の6中「事故の際に講じなければならない応急の措置」の概容は追って通知する。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
高松・北海道

危険物取扱者試験

甲種模擬問題

(基礎物理化学)

例題1 原子番号はナトリウム11、塩素17である。

ナトリウムイオン及び塩素イオンの電子の数は次のうちどれか。

	ナトリウムイオン	塩素イオン
(1)	10	16
(2)	10	17
(3)	10	18
(4)	11	17
(5)	11	18

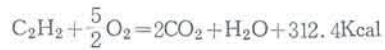
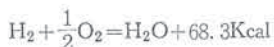
例題2 次の記述のうち正しくないものはどれか。

- (1) 放射性元素の原子核は自然崩壊する。
- (2) その崩壊による最終生成物は無放射性の鉛である。
- (3) α 線をだして崩壊する場合には原子番号が2減り質量数は4少くなる。
- (4) β 線を放出して崩壊する場合には、原子番号が1増え質量数には変化がない。
- (5) 放射性元素の半減期とは放射能の強さが半減するまでの時間である。

例題3 次の文章のうち正しいものはどれか。

- (1) 物体はその温度が上昇すると、必ず膨張する。
- (2) 物体の温度が上昇するとき、その体積が常に膨張するとは限らない。収縮する場合もある。
- (3) 物体の表面から放射されるふく射熱の量は、その温度の3乗に比例する。
- (4) 対流は気体、液体ばかりでなく、固体でも生ずる。
- (5) 蒸気圧が飽和蒸気圧より低い時は、液体の分子のあるものが液面より蒸気の中に逃げてゆくが、蒸気の中から分子が液体に移ることはない。これが蒸発と呼ぶ現象である。

例題4 次の熱化学方程式からアセチレンが生成するときの生成熱を計算した場合、次に示した数値のうちで正しいものはどれか。



- (1) 67.8Kcal
- (2) 50.3Kcal
- (3) 30.5Kcal
- (4) -21.4Kcal
- (5) -55.7Kcal

例題5 炉内壁面温度が1500°Cの場合、ある時間で外壁面温度が300°Cになった。いま、このコンクリート壁の厚みを10cmから7cmにした場合、同じ時間では外壁面温度は何度になるか。

- (1) 360°C
- (2) 420°C
- (3) 660°C
- (4) 720°C
- (5) 760°C

例題6 プロパン1m³が完全燃焼するに要する空気量はメタン1m³が完全燃焼するに要する空気量の何倍か。

- (1) 1倍
- (2) 1.5倍
- (3) 2倍
- (4) 2.5倍
- (5) 3倍

例題7 体積で水素44.8%、一酸化炭素11.2%、及び窒素44%の混合気体がある。この気体の0°C、1気圧、100ℓの燃焼熱と理論空気量は次のうちどれか。

ただし、水素及び一酸化炭素の1モル当りの燃焼熱はいずれも68Kcalとし、空気は体積で $\frac{1}{5}$ が酸素とする。

(燃焼熱)	(理論空気量)
(1) 130Kcal	110ℓ
(2) 170Kcal	140ℓ
(3) 380Kcal	190ℓ
(4) 450Kcal	210ℓ
(5) 620Kcal	280ℓ

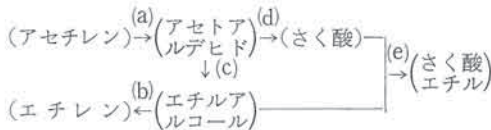
例題8 理論上、標準状態においてエチルアルコール1モルが燃焼するに必要な、おおよその空気の量は、次のうちどれか。ただし、酸素は空気中に21%含まれているものとする。

- (1) 67リットル
- (2) 112リットル
- (3) 224リットル
- (4) 320リットル
- (5) 448リットル

例題 9 次の反応は、それぞれある温度及びある圧力で平衡に保たれている。温度をそのままに圧力を変えても平衡が移動せず、かつ、圧力をそのままにして温度を高くすれば平衡が右に移動するものは、次のうちどれか。

- (1) $2\text{SO}_2 + \text{O}_2 = 2\text{SO}_3 + 46\text{Kcal}$
- (2) $\text{N}_2 + \text{O}_2 = 2\text{NO} - 43\text{Kcal}$
- (3) $\text{N}_2 + 3\text{H}_2 = 2\text{NH}_3 + 22\text{Kcal}$
- (4) $\text{N}_2\text{O}_4 = 2\text{NO}_2 - 15\text{Kcal}$
- (5) $\text{CO} + \text{H}_2\text{O} = \text{CO}_2 + \text{H}_2 + 10\text{Kcal}$

例題 10



上の図は、さく酸エチル及びエチレンを合成する過程を示したものであるが、次のうち組み合わせの誤っているものはどれか。

- (1) (a) — けん化
- (2) (b) — 脱水
- (3) (c) — 還元
- (4) (d) — 酸化
- (5) (e) — エステル化

例題 11 次に示した化学変化には、それぞれの変化に関係のある術語が化学式の末尾に記入してあるが、このうち誤っているものはどれか。

- (1) $\text{C}_2\text{H}_5\text{OH} \rightarrow \text{CH}_3\text{COOH}$ …… (還元)
- (2) $\text{CH}_3\text{OH} \rightarrow \text{HCHO}$ …… (酸化)
- (3) $\text{C}_2\text{H}_2 \rightarrow \text{C}_6\text{H}_6$ …… (重合)
- (4) $\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5 \rightarrow \text{CH}_3\text{COOH} + \text{C}_2\text{H}_5\text{OH}$
(加水分解)
- (5) $\text{C}_6\text{H}_6 \rightarrow \text{C}_6\text{H}_5\text{NO}_2$ …… (置換)

例題 12 燃焼についての説明で誤っているものの組み合わせはどれか。

- a 燃焼の三要素とは可燃物、酸素供給源、点火源をいใดれか一つ欠ければ燃焼は絶対に起らない。
- b 周囲の温度が高めてあれば、燃焼が継続しやすいのは燃焼によって発生した熱が外部に逃げにくくなるからである。
- c 物質の熱伝導率が大きいほど可燃物となりやすい。
- d 物質が酸素と化合し、相当の発熱がありさらに赤外線より短い波長の可視光線がでていれば燃焼しているといえる。
- e 活性化エネルギーが大きいものは、一般に発熱量が

大きいから可燃物となりやすい。

- (1) a b
- (2) a e
- (3) b d
- (4) c d
- (5) c e

例題 13 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 可燃性蒸気は、爆発限界では絶対に引火しない。
- (2) 爆発性混合ガスの最小発火エネルギーは、ガス濃度によって変化する。
- (3) 引火性液体のうちで、電気伝導度の低いものは静電気火災が起りやすい。
- (4) 可燃性ガスは、燃焼熱の大きいものほど爆発下限の低いものが多い。
- (5) 可燃性液体の引火点は、発火点よりも高い温度である。

例題 14 消火器、消火剤に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 酸アルカリ消火器は硫酸と重曹が主成分で、反応によって二酸化炭素と硫酸ソーダが溶液になる。
- (2) フォーマイトは重曹と硫酸アルミニウムが主成分で、反応によって二酸化炭素、水酸化アルミニウム、硫酸ソーダ溶液になる。
- (3) エア・フォーム原液の界面活性剤系は、発泡性はよいが、耐熱性がよくないので、消火剤としての効果は蛋白質分解系のものに比べておとる。
- (4) 蒸発性液体の負触媒作用は、ハロゲン元素の原子量の小さなものほど大きい。
- (5) 可燃物の最大許容酸素量は、二酸化炭素のほうが窒素より大である。

例題 15 次の記述で誤っているものはどれか。

- (1) カリウムを水中に入れると水素を発生する。
- (2) 亜鉛は希硫酸に溶けて塩素ガスを発生する。
- (3) 硝酸銀の水溶液に亜鉛を入れると銀が析出する。
- (4) 硫酸銅の水溶液に鉄を入れると銅が析出する。
- (5) 希硫酸中に銅とニッケルとを入れて両金属を針金で結ぶと電流が流れる。

〔正解は 8 頁〕

予告 甲種各論は 6 月号、丙種は 7 月号に掲載の予定

大阪市の検定手数料決まる

タンクローリー安全弁は検定品を

小量タンクの水張検査 1,000円

大阪市ではこのほど別表のとおり各種検定手数料を定めた。この結果、引火点の検査、小量危険物タンクの水張、水圧検査に手数料が必要となった。

また、タンクローリーの安全弁も検定品を取付けることとなった。

なお、消防の用に供する設備器具、防災加工品についても型式試験や、個別試験が行われ一定の手数を徴収する。

消防の用に供する設備又は機械器具	
消防設備用耐熱電線	
非常電源装置及び非常警報設備試験	
ネオン管灯設備に設ける漏電火災警報器	
誘導灯	
誘導標識	
防災加工物品	

小量危険物のタンク検査

- 1 大阪市火災予防条例第63条の2の規定によるタンク試験を受けようとする者には申請書(第1号様式)を提出させること。
- 2 前項の事務処理については、大阪市火災予防条例執行規程(以下「規程」という)第12条によるものとするが、この場合においてタンク試験の結果、大阪市火災予防条例第31条第16号に定める技術上の基準に適合するものであるときは、小量タンク試験済証(第2号様式)を交付するものとする。
- 3 小量タンク試験済証の試験番号は、規程第15号様式のタンク試験実施記録簿の検査番号とし、所属名及び数字ともに押刻するものとする。
(例「東淀川3」)
- 4 その他事務処理については、危険物規制事務処理規程

種 別		検査手数料
危険物又はこれに準ずるもの		
引 火 点	常温以上	1件 1,000円
	常温以下	1件 1,500円
発 火 点		1件 10,000円
燃 焼 点		1件 300円
融 点		1件 1,000円
流 動 温 度		1件 1,000円
発 熱 量		1件 1,000円
定 性 分 析	無 機	1件 500円
	有 機	1件 1,000円
定 量 分 析	無 機	1件 1,500円 2,000円
	有 機	1件 1,000円 2,000円
ガ ス ク ロ 分 析		1件 1,500円
粒 度		1件 500円
沸 点 (300°C未満)		1件 500円
そ の 他	液 体	1件 500円
	固 体	1件 1,000円
泡 効 力 試 験		1件 10,000円
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所 安 全 弁		1件 500円
小量危険物取扱場のタンク	水 張	
	水 600ℓ未満	1件 1,000円
	水 600ℓ以上	1件 2,000円

(昭和38年12月5日消達第4号)及び危険物に関する規制事務の取扱いについて(昭和41年1月7日例規消(指)第2号)を準用するものとする。

- 5 本通達は、昭和47年4月1日から適用

(註)

- (1) 小量タンク試験済証が完成するまでの間、試験には局係が立会のうえ、市章の押刻を行なうので、予め試験の日時場所等について連絡すること。
- (2) この試験に合格したものについては試験済証ができ次第交付するものとする。
- (3) 本試験済証を貼付しているタンクが政令対象物となった場合、危険物の規制に関する政令第8条第1項に定める検査は省略することができる。

安全弁作動試験実施要綱

昭和46年度乙種第 4 類取扱者試験結果

(昭和46年度分)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、危険物移動タンク貯蔵所に設ける安全弁(以下「安全弁」という)の作動試験(以下「試験」という)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(試験の基準)

第 2 条 試験の基準は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第19条第2項に定める基準とし、重量式圧力測定装置を使用して行なう。

(試験の申請)

第 3 条 安全弁の試験を受けようとする者は当該タンクに安全弁を取付ける前に申請しなければならない。

2 申請は、申請書(第1号様式以下同じ)により行なうものとする。

(申請の処理)

第 4 条 前条の申請は、試験原簿(第2号様式以下同じ)に記録するものとする。

(試験後の処理)

第 5 条 試験結果が第2条の基準に適合すると認められるときは、申請書及び試験原簿に必要事項を記入したのうち、試験合格証(第3号様式以下同じ)を交付し、市章(第4号様式以下同じ)を押刻するものとする。

2 試験合格証は、弁蓋側面に貼付し、市章は、安全弁の弁体下部に押刻する。

3 試験結果が第2条の基準に適合しないと認められるときは、申請書及び試験原簿にその旨を記載し、申請者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年5月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に他の行政機関に於て試験を受け合格したものについては、本要綱の施行後なお、効力を有するものとする。

府県名	実施年月日	申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
大 阪	46. 5. 9	4,078	3,740	1,643	43.9
	46.11.14	6,321	5,761	1,675	29.1
	47. 2. 13	5,590	5,152	2,503	48.6
北海道	46. 5. 30	10,611	8,766	3,662	41.7
	46.11. 7	10,049	9,073	5,265	58.0
秋 田	46.10.24	905	846	361	42.7
福 島	46.11.21	2,055	1,814	639	35.2
茨 城	46.11. 7	2,709	2,513	1,532	61.0
埼 玉	46.10.31	3,795	3,449	978	28.3
東 京	6回実施	24,349	21,157	8,694	41.0
千 葉	47. 2. 13	4,359	4,003	2,463	61.5
山 梨	46.11.28	498	460	236	51.3
	46. 6. 20	1,490	1,331	501	37.1
富 山	46.12.27	1,301	1,192	703	58.9
	46. 5. 30	6,280	5,510	2,275	41.3
愛 知	46.11.21	4,379	3,717	1,181	31.8
	47. 2. 13	5,829	5,252	1,679	32.0
三 重	46.11.21	2,297	2,154	1,202	55.8
滋 賀	46.10.24	1,076	1,027	455	44.3
	47. 2. 20	1,151	1,061	497	46.8
京 都	46.12.12	2,623	2,399	1,241	51.7
	46. 5. 9	2,879	2,568	1,057	41.0
兵 庫	47. 3. 12	5,454	4,847	2,263	47.0
	46. 6. 25	521	490	378	77.1
島 根	46.12. 8	488	472	276	58.5
	46.12. 5	2,949	2,483	1,135	45.7
広 島	46.11.14	2,272	2,121	1,305	61.5
佐 賀	46.11.14	2,272	2,121	1,305	61.5
大 分	47. 2. 20	2,272	2,121	1,305	61.5

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エア－ホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 斉田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三 和 商 会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

大阪府危険物品協会連合会会長に

古松化学古松氏 (枚方会長)

事務局長に川井氏

大阪府危険物品協会連合会では昭和47年度総会を5月15日午後3時羽衣荘で開催した。会長改選期にあたり新会長に枚方市火災予防協力会長、古松化学工業株式会社、古松歳代氏が選出された。

また同会事務局長田宮呉策氏勇退に伴い、後任に川井清治郎氏が発令された。なお田宮氏は当分相談役として会務をみる予定。

全国危険物安全協会連合会理事会

全国危険物安全協会連合会では5月18日正午より、全国町村会館で、理事12名出席のもと理事会を開催した。

- ▷ 46年度決算報告
- ▷ 47年度予算審議
- ▷ 46年度事業報告
- ▷ 47年度事業計画
- ▷ 役員改選

優良防火対象物等の表彰

河内長野防火協会

同市協会では4月28日天野山金剛寺で、総会と研修会を開催、同席上次の表彰を行った。

優良防火対象物	岩湧山山の家
優良防火管理者	東洋石綿、児山芳彦
〃	東洋河内製作、寺岡健一
優良危険物取扱者	中西可鍛鉄、梅倫
〃	天見炭酸ガス、北田茂
優良自衛消防隊	東尾継手、自衛消防隊

〔甲種取扱者模擬問題解答〕

1—(3)	2—(2)	3—(2)
4—(5)	5—(3)	6—(4)
7—(2)	8—(4)	9—(2)
10—(1)	11—(1)	12—(5)
13—(5)	14—(4)	15 (2)

大阪市消防局係長級異動

大阪市消防局では係長、副署長級の人事異動を次のとおり発令した。

司令長の部

△北副署長 大倉久雄 (指導課指導係長)、△東副署長 栄明 (城東副署長)、△南副署長城代清幸 (警備課指令第2係長)

司令、技術吏員の部

△指導課指導係長 立石一男 (住吉司令) △防災設備課設備係長 田中隆夫 (予防課設備係長) △防災設備課防災研究係長 片山金司 (指導課防災研究係長) △防災設備課主査 石田繁三 (指導課主査) △防災設備課主査 梅井千澄 (予防課) △警備計画課水利係長 岡山豊彦 (水道局配水課) △警備計画課主査 黒川一夫 (総務課) △警備課指令第2係長 八幡定年 (計画課主査) △警備課司令 瀬戸昌市 (東淀川司令) △警備課主査 秋田正己 (人事教養課) △此花副署長 岩中貞雄 (警備課司令) △此花警備司令 高澤幸一 (西淀川) △西警備司令 森本政一 (南司令) △天王寺警備司令 間山道弘 (警備課) △南警備司令 沖浦吉彦 (警備計画課) △西淀川警備司令 藤木治一 (指導課) △東淀川警備司令山口隆生 (予防課) △東成警備司令 西山洋 (消防学校) △旭警備司令 梅木春雅 (人事教養課) △城東副署長 成尾重敏 (此花副署長) 阿倍野警備司令 鈴木隆 (大正) △住吉警備司令 村田肇 (警備計画課)

■お知らせ

タンクローリー関係説明懇談会

昨年タンクローリー関係諸基準が大改正されましたが、引続き今般、安全弁試験制度や、設置申請要領等が変りましたので次により表記懇談会を催します。

出席希望者は電話 (531-5950) でお申し込み下さい。なお定員に未たないときは会員外の申込みも受けけます。

- とき 6月15日午後1時30分～午後4時
- ところ 大阪府青少年会館第6会議室
- 内容 ローリー新規制事項の説明と懇談会

大阪市危険物品協会